

豊中市スポーツ推進ビジョン



平成 25 年 3 月
豊中市教育委員会

— 目 次 —

1. スポーツ推進ビジョン策定にあたって	1
(1) スポーツ推進ビジョン策定の背景	1
(2) スポーツ推進ビジョン策定の意義	2
(3) スポーツ推進にかかる行政の今日的役割	3
(4) スポーツ推進ビジョンの期間	3
2. スポーツ推進ビジョンの基本理念とめざすべき姿(目標像)	4
(1) スポーツの定義	4
(2) 基本理念	4
(3) めざすべき姿(目標像)	5
(4) 将来イメージ	6
3. 現状と課題	7
(1) 市民のスポーツ実施状況	7
(2) 子どもの体力とスポーツ実施状況	10
(3) 地域におけるスポーツへの取り組み状況	11
(4) スポーツができる場	13
(5) スポーツを支える人および団体への支援	16
(6) スポーツに関する情報の受発信	17
4. スポーツ推進ビジョンの展開方向	19
(1) すべての市民がスポーツに親しむ機会の充実	20
(2) 地域力を活かしたスポーツの推進	21
(3) スポーツ環境の向上	21
(4) 都市魅力を活かしたスポーツのまちづくり	22
5. 各主体の役割分担	23
6. 今後の取り組み	25
参考 平成 24 年度 生涯学習の推進に関する市民意識調査の実施概要	26
参考 スポーツ推進計画の策定に向けたイメージ	26
参考 スポーツ推進ビジョンの用語説明	27

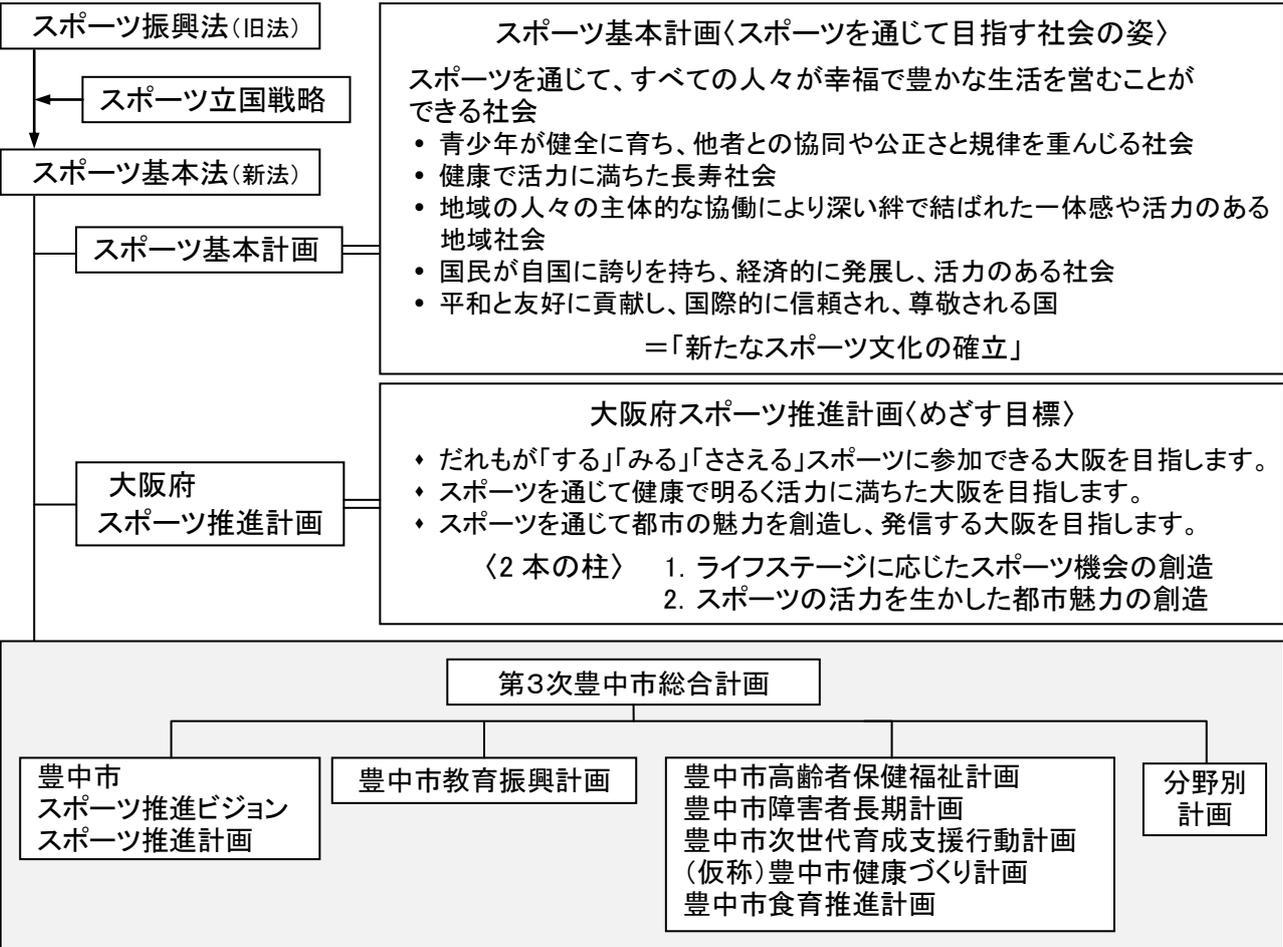
1. スポーツ推進ビジョン策定にあたって

(1) スポーツ推進ビジョン策定の背景

近年、高齢化の進展や健康志向の高まりにより、スポーツを通じた健康づくりへの関心も高まっていますが、一方で、生活が便利になったこと、少子化の進展、地域の遊び場の減少などにより、日常的に体を動かす機会や場が少なくなっています。

国はスポーツの新たな価値や意義、果たす役割の重要性の高まりから、昭和 36 年(1961 年)に策定した「スポーツ振興法」を 50 年ぶりに全面改正し、平成 23 年(2011 年)8 月に「スポーツ基本法」を施行しました。この中で、“スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利である”としています。

スポーツ基本法の理念の実現に向け、文部科学省は、平成 24 年(2012 年)3 月に「スポーツ基本計画」を策定しました。計画では、今後 10 年間を見通して、年齢や性別、障害等を問わず、広く人々が、関心、適性等に応じてスポーツに参画できる環境を整備することを基本的な政策課題とし、7 つの基本方針と具体的な施策をまとめています。また、大阪府では、平成 24 年(2012 年)4 月に「大阪府スポーツ推進計画」を策定し、「大阪スポーツ王国の創造」を目標に、「ライフステージに応じたスポーツ機会の創造」と「スポーツの活力を生かした都市魅力の創造」の 2 つの柱を掲げ、スポーツ施策の推進に取り組んでいます。



(2) スポーツ推進ビジョン策定の意義

今日、スポーツの価値、意義、役割として、個人の豊かな生活、次世代育成、地域交流、社会的な活力、国際交流・国際貢献など、その多面性が再認識され、「スポーツ基本法」では、スポーツに関する施策を総合的・計画的に推進するものとしています。

豊中市は、「高校スポーツ発祥の地」としての歴史があります。大正 2 年(1913 年)に玉井町に建設された「豊中グラウンド」は、当時としては日本一の設備を誇り、全国中等学校優勝野球大会(現、全国高等学校野球選手権大会)が初めて開催され、大正 7 年(1918 年)には「第1回日本フットボール優勝大会」が開催されました。戦後には、昭和 21 年(1946 年)に全国に先駆けて、旧制豊中中学校(現・府立豊中高校、上野西)において進駐軍によるタッチフットボール普及の指導がなされるなど、日本のスポーツの発展にその名をとどめています。

豊中市のスポーツ行政としては、昭和 46 年(1971 年)に市立市民体育館(現豊島体育館)を新設し、平成 12 年(2000 年)までに屋内施設として 4 つの体育館、3 つの温水プール、1 つの武道館、1 つのスポーツルームを、屋外施設として 4 つの野球場、4 つの庭球場、その他に運動広場などの社会教育施設を順次整備してきました。全ての小・中学校の体育施設が地域開放され、市民の「する」スポーツの環境整備を図ってきました。また、ふれあい緑地においては、平成 19 年(2007 年)に庭球場を、平成 21 年度(2009 年度)には少年野球場を整備し、スポーツ施設集積地として地域づくりに貢献してきました。また、スポーツ行政の一端を担うための「豊中市スポーツ振興事業団」を昭和 62 年(1987 年)に豊中市 100%出資の外郭団体として設置しました。

スポーツ推進の役割として、「豊中市体育連盟」が競技スポーツを、「豊中市レクリエーション協会(現在は豊中市体育連盟に併合)」が人や自然とのふれあいを楽しみながらの心身の健康づくりを、「豊中市スポーツ少年団」がスポーツを通じて青少年のこころとからだを育てることを担ってきました。地域でのスポーツの実践を支援する「スポーツ推進委員」に加えて、豊中市独自に「スポーツリーダー」制度を設けるなど、市民の健康や生きがいづくり、仲間づくりを支援する仕組みを整え、さまざまな事業に取り組んできました。

このような背景をふまえ、豊中市として、スポーツを核とした新たな都市魅力の創造に向けた目標像や方向性を共有することが大切です。スポーツが、市民の健康や生きがいづくりに重要な要素であるとともに、まちの歴史・発展においても重要なものであるとの認識と、豊中市らしさをふまえて関係部局が連携し、これまでの豊中市での取り組みの成果を活かしながら、スポーツの推進を図る必要があります。

今後、市民がスポーツの多様な効果・効用を一層享受し、豊かな生活を営むことに資するよう、市民の参画と多様な主体との協働により、効果的な取り組みを展開していくことをめざして、「豊中市スポーツ推進ビジョン」を策定します。

(3) スポーツ推進にかかる行政の今日的役割

前述のとおり、豊中市におけるスポーツ行政は、大規模なスポーツ施設の整備、小中学校体育施設の開放による「場の提供」と、体育連盟などへの支援と連携による「指導者の育成・配置」、スポーツ施設における多様な対象者向け教室の開催などによる「機会の提供」を行ってきました。

今日では、スポーツ産業が多様な広がりを見せ、ノウハウのある民間事業者が、多様な「場の提供」「機会の提供」を展開しています。また、市内の地域団体、市民団体などが、スポーツ分野での「新しい公共空間」の担い手として「地域力」「市民力」を発揮して、さまざまな取り組みを進めています。

このような状況をふまえると、スポーツにおける行政の役割は、大規模なスポーツ施設の改修・修繕および再配置、市民の主体的な活動支援体制の強化、次世代育成や健康づくりなど新しい市民ニーズや課題に対応する事業の創出、配慮が必要な人への安全なスポーツ実施機会の提供に重点が移行していると認識しています。また、他都市、海外とのスポーツを通じた交流やスポーツを活用した都市魅力の向上、地域活性化などまちづくりへの期待も高いことを意識し、関係部局との連携を強化するとともに、多様な主体と協働して目標像の実現にむけた取り組みを進めていきます。

(4) スポーツ推進ビジョンの期間

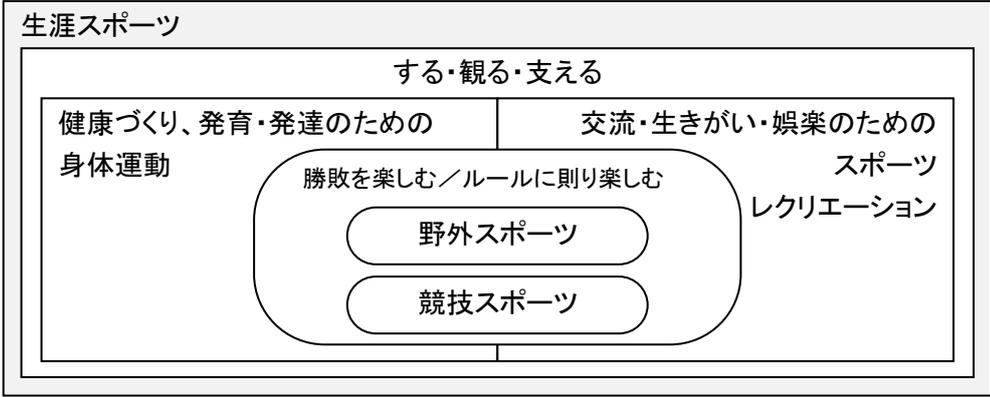
国の「スポーツ基本計画」および「第3次豊中市総合計画」の計画年次をふまえ、本ビジョンの期間は平成25年度から平成33年度までの概ね8年間とします。

2. スポーツ推進ビジョンの基本理念とめざすべき姿（目標像）

(1) スポーツの定義

本ビジョンにおける「スポーツ」とは、技能や能力を伸ばすことを目的とした競技スポーツだけではなく、年齢や性別、障害等を問わず、広く市民が体力や健康の保持・増進、介護予防などを目的とした軽い運動、ストレスの解消や気晴らし、家族・仲間や地域の多様な人びととの交流を目的としたレクリエーションなど、生活を豊かにするあらゆる自発的な身体運動を含みます。また、スポーツの観戦やスポーツ活動を支えるサポーターや指導者の育成など、「観る」「支える」観点からのスポーツも含んでいます。（従来の運動・スポーツと表記されているものも、同意です。）

スポーツの定義



(2) 基本理念

スポーツ基本法に示されているとおり、“スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利”であり、スポーツの果たす役割とその効果・効用は、多様かつ重要です。そこで、豊中市では次の5項目を基本理念としてスポーツの推進を図ります。

すべての人の幸福で豊かな生活の実現

スポーツの活動は、「する」だけでなく、スポーツ大会等を観戦するなどの「観る」や、指導する、ボランティアに参加する、応援するなどの「支える(育てる)」と多様であり、それぞれの興味・関心、適性等に応じて楽しむことができます。スポーツの活動に参画することは、すべての人に幸福で豊かな生活をもたらします。

生涯を通じた体と心の健康づくりの推進

体を動かす機会が減少している現代社会において、生涯にわたりスポーツに親しむことは、人間の本源的な欲求に応えるものです。スポーツは、体力の向上や生活習慣病等の予防改善など身体の健康保持・増進につながり、今日的な行政課題となっている医療費の削減も期待できます。また、爽快感や達成感などの心の充足や楽しさ・喜びをもたらします。

子どもたちの体と心の健やかな育成

スポーツは、克己心やコミュニケーション能力、リーダーシップを培い、仲間・ライバルや指導者との交流、家族や周りの人からの支援・応援などが子どもたちの豊かな人間性を育み、体のみならず心の健やかな育成をもたらします。

人と人、人と地域、地域と地域のつながりの構築

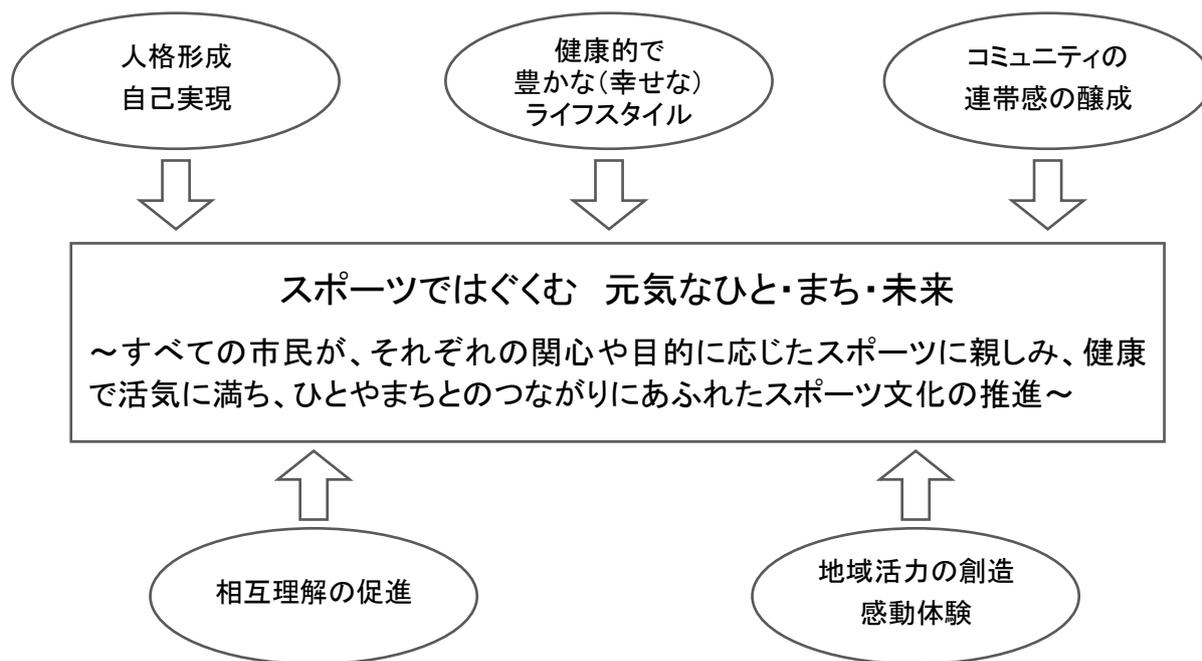
スポーツは世界共通のルールのもと、さまざまな人がともに楽しみ、競い合うことができる文化です。一つの目標に向かってともに努力をし、達成感を味わうなどの共通した体験は、性別、年齢、障害、言葉、生活習慣の違いを超えたさまざまな人々との相互理解を深めることができます。人と人とのつながりは、地域に仲間をつくり、人と地域のつながりをつくり、さらには地域と地域のつながりをもたらします。

感動体験、地域活力の創造

スポーツは、ひとの可能性の極限を追求する営みでもあり、スポーツに打ち込む競技者のひたむきな姿は、人々に夢や感動、希望を与えます。地域でスポーツに励む人、地域で育った競技者やチームを応援することは、その地域の連帯感や社会経済の新たな活力を生み出すことにつながります。

(3)めざすべき姿(目標像)

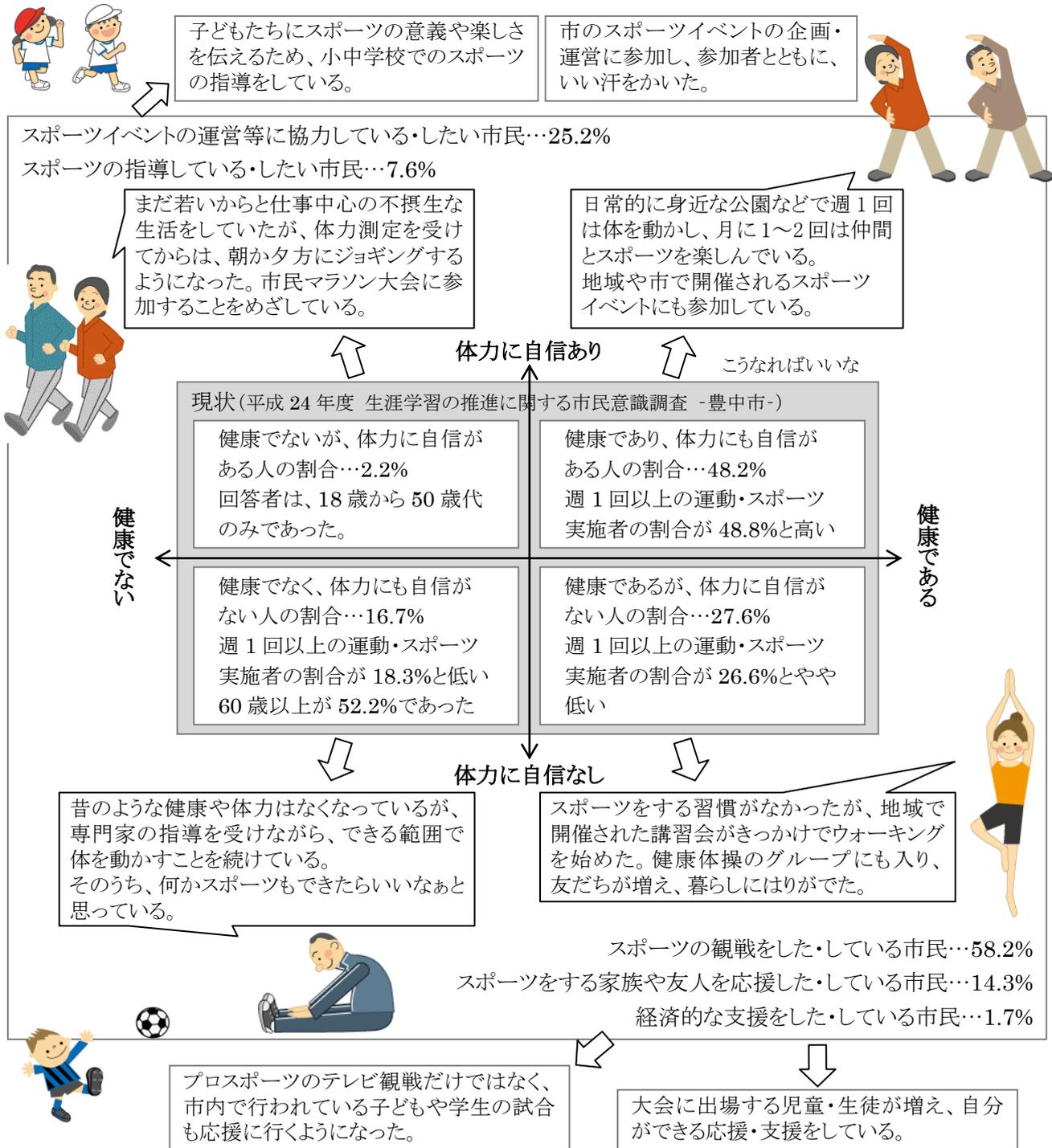
「豊中市スポーツ推進ビジョン」では、スポーツの多様な効果・効用を、市民一人ひとりが享受するとともに、市民の暮らしを支えるまちづくりを進めるために、「スポーツではぐくむ 元気なひと・まち・未来～すべての市民が、それぞれの関心や目的に応じたスポーツに親しみ、健康で活気に満ち、ひとやまちとのつながりにあふれたスポーツ文化の推進～」をめざすべき姿(目標像)とします。



第3次豊中市総合計画では、「だれもが、生涯にわたって一人ひとりの関心や目的に応じた運動やスポーツに親しむことをとおして、健康で活気に満ち、人とのふれあいにあふれた豊かな暮らしを実現しています。」とめざすべき姿を掲げています。さらに「子どもから高齢者までが、身近なところで、それぞれのライフステージで自らに適したスポーツ活動を継続して実践できるよう、スポーツ環境の充実を図ります。」との施策の方向性を示しています。

(3) 将来イメージ

豊中市民の健康観や「健康づくり」「仲間づくり」「生きがいつくり」「自己実現」など多様なスポーツをする目的、効果・効用をふまえて、つぎのような将来イメージを想定します。



目標像の達成状況を把握するため、次のような指標に注目します。

- 成人の週1回以上のスポーツ実施者の割合
- 1年間に一度もスポーツを実施していない人の割合
- 小中学生の体力向上(児童・生徒の体力・運動能力調査結果における大阪府平均との比較)
- スポーツを支える人の割合
- 豊中市ではスポーツが盛んだと思う市民の割合

3. 現状と課題

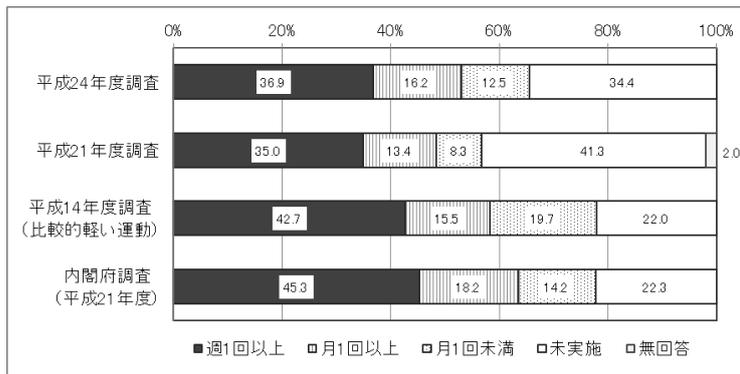
(1) 市民のスポーツ実施状況

○ 依然として低い「週 1 回以上の運動・スポーツ実施率」

(平成 24 年度 生涯学習の推進に関する市民意識調査 - 豊中市 -)

- 運動・スポーツ実施率は、依然として低い状態にある。週 1 回以上の運動・スポーツ実施者の割合は 36.9%であり、内閣府の調査結果より下回っている。過去の豊中市の調査と比較すると、平成 21 年度調査の 35.0%よりも増えたものの、平成 14 年度調査の 42.7%よりも減っている(図表 1 参照)。
- 運動・スポーツ未実施者の割合は 34.4%であった。過去の豊中市の調査と比較すると、平成 21 年度調査の 41.3%より減っているが、平成 14 年度調査の 22.0%から 10%以上増えている(図表 1 参照)。

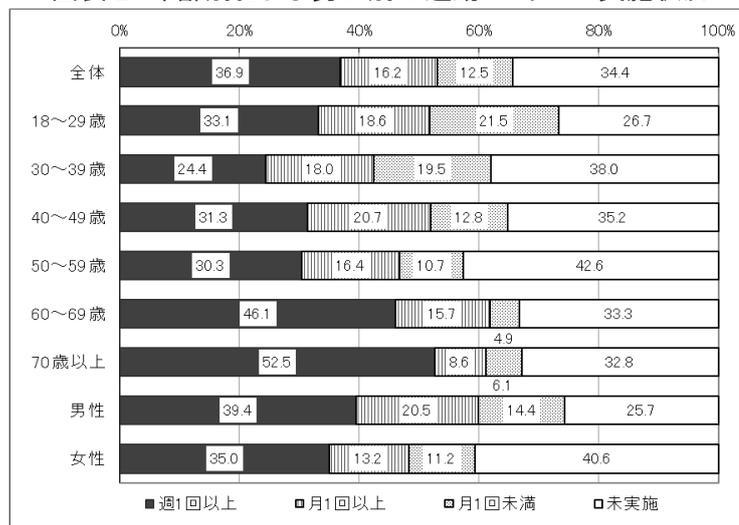
図表 1 運動・スポーツ実施状況の比較



平成 24 年度調査
；生涯学習の推進に関する
市民意識調査 - 豊中市 -
平成 21 年度調査
；教育振興計画の策定にかかる
アンケート調査 - 豊中市 -
平成 14 年度調査
；豊中市民年代別スポーツ実態・
意識調査
内閣府調査 (平成 21 年度)
；体力・スポーツに関する世論調査

- 年齢別にみると、30 歳代で週 1 回以上の運動・スポーツ実施者の割合が 24.4%と最も少なく、50 歳代で運動・スポーツ未実施者の割合が 42.6%と最も多かった。
- 男女別にみると、未実施者の割合が男性は 25.7%に対して、女性は 40.6%と高かった。

図表 2 年齢別および男女別の運動・スポーツ実施状況



平成 24 年度 生涯学習の推進に関する市民意識調査 - 豊中市 -

※平成 24 年度 生涯学習の推進に関する市民意識調査 - 豊中市 - における「過去 1 年間の運動・スポーツの実施頻度」の回答により、以下のように区分する。

「週に 2～3 回」「週に 1 回」と回答した人：週 1 回以上の運動・スポーツ実施者

「月に 2～3 回」「月に 1 回」と回答した人：月 1 回以上の運動・スポーツ実施者

「半年に 2～3 回」「半年に 1 回」「年に 2～3 回」「年に 1 回」と回答した人：月 1 回未満の運動・スポーツ実施者

「運動・スポーツをしていない」と回答した人：運動・スポーツ未実施者

- 運動・スポーツへの高い取り組み意欲（平成 24 年度 生涯学習の推進に関する市民意識調査 - 豊中市 - ）
 - ・ 月 1 回未満の運動・スポーツ実施者および運動・スポーツ未実施者に、今後 1 年以内に運動・スポーツを実施する機会を増やしたいかたずねたところ、月 1 回未満の運動・スポーツ実施者では 77.5%が、運動・スポーツ未実施者においても 61.5%が「増やしたい」と回答した。

○ 気軽に、取り組みやすい「ウォーキング」が人気

（平成 24 年度 生涯学習の推進に関する市民意識調査 - 豊中市 - ）

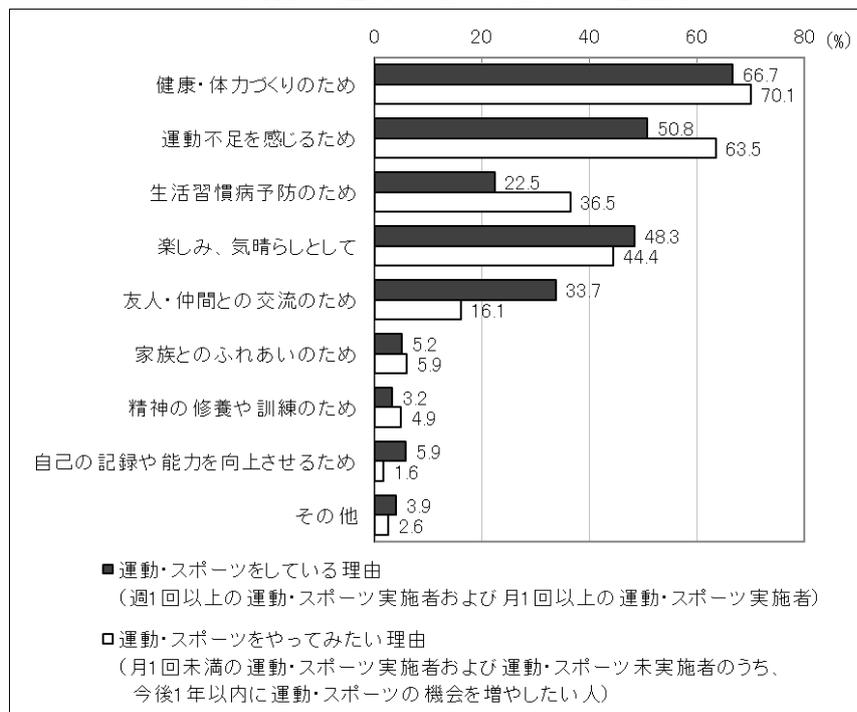
運動・スポーツ実施頻度		第 1 位	第 2 位	第 3 位	第 4 位
実施	月 1 回以上	ウォーキング 51.6%	健康・ラジオ体操 21.5%	ゴルフ(コース) 15.8%	筋力トレーニング 15.7%
希望	月 1 回未満	ウォーキング・散歩 47.8%	水泳 36.2%	ジョギング 31.9%	筋力トレーニング 30.9%
	未実施	ウォーキング・散歩 52.0%	ヨガ、気功、太極拳 36.5%	水泳 31.5%	健康・ラジオ体操 筋力トレーニング 25.0%

○ 「健康・体力づくり」を目的に運動・スポーツを行っている人が多い

（平成 24 年度 生涯学習の推進に関する市民意識調査 - 豊中市 - ）

- ・ 週 1 回以上の運動・スポーツ実施者および月 1 回以上の運動・スポーツ実施者に、運動・スポーツをしている理由をたずねたところ、いずれの年齢層においても「健康・体力づくり」を挙げた人が最も多かった(図表 3 参照)。
- ・ 月 1 回未満の運動・スポーツ実施者および運動・スポーツ未実施者のうち、今後 1 年以内に運動・スポーツの機会を増やしたい人の運動・スポーツをやってみたい理由でも、「健康・体力づくり」を挙げた人が最も多かった(図表 3 参照)。

図表 3 運動・スポーツをしている理由



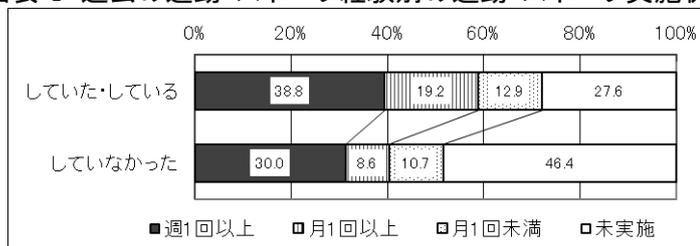
平成 24 年度 生涯学習の推進に関する市民意識調査 - 豊中市 -

○ 過去のスポーツ経験がその後の運動・スポーツとの関わり方に影響

(平成 24 年度 生涯学習の推進に関する市民意識調査 - 豊中市 -)

- 過去に中学校・高等学校などでの体育系クラブ、地域等のスポーツクラブ、スポーツ同好会やスポーツチームに所属するなど、スポーツを「していた・している」人の方が「していなかった」人に比べて、過去1年間に運動・スポーツを実施した人の割合が高かった(図表4参照)。また、ボランティアへの参加意欲や情報の認知度も高い傾向にあった。

図表 4 過去の運動・スポーツ経験別の運動・スポーツ実施状況



平成 24 年度 生涯学習の推進に関する市民意識調査 - 豊中市 -

○ スポーツをするために支援が必要な人・層への配慮

- 障害福祉センターひまわりでは、スポーツに関する講座として、ダンベル体操、エアロビクス、ショートテニス、リズム体操、気功などが開講されている。定員を越す申し込みがあり、抽選が行われている。
- 支援が必要な人のスポーツを推進するため、障害のある人と高齢者について、市立のスポーツ施設利用の優待制度とともに、介助者がいない障害のある人をサポートするボランティア制度がある。
- 体育館では、障害児チャレンジスポーツを開催しているほか、市民活動団体が定期的にプログラムを実施している。庭球場では、車椅子テニスの定期的な利用がある。
- 乳幼児を抱えている子育て中の親のために、託児所付きのプログラムを望む声がある。公民館での親子プログラムにおいても同様の要望がある。

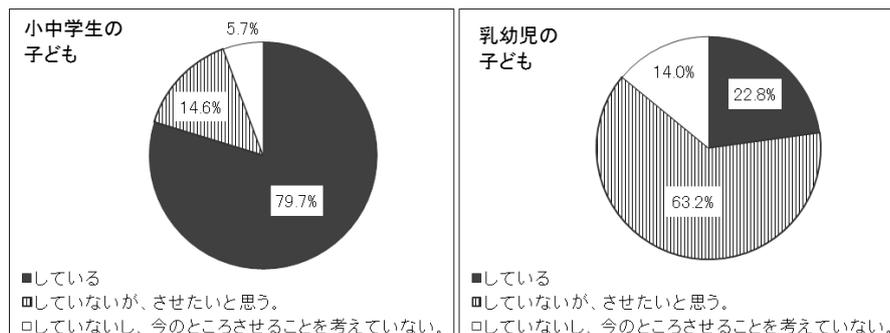
<課題>

- スポーツ実施率の向上を図るためには、年齢、体力レベル、スポーツ経験などに応じたスポーツの機会を提供していく必要がある。
 - スポーツをしていない、あるいは実施頻度が少ないものの取り組む意欲のある人に対して、「ウォーキング」など気軽に参加できるきっかけづくりを強化することが重要である。
 - 健康・体力づくりを目的としてスポーツを行う人が増えており、関係部署との連携を強化する必要がある。
 - 定期的な体力測定を実施し、その結果に基づきスポーツに取り組める仕組みをつくる必要がある。
- スポーツを習慣化するための取り組みや支援をしていく必要がある。
 - スポーツの効用をより一層PRするなど、市民のスポーツ実施率の向上を図る取り組みや支援をする必要がある。
- 配慮が必要な人にスポーツの機会を増やしてもらうため、プログラムの実施や内容の工夫を図る必要がある。
 - 女性のスポーツ参加や指導者を増やす努力をする必要がある。
 - 障害のある人・子ども、高齢者に積極的に働きかけ、スポーツを経験してもらう機会の提供が必要である。
 - 子育て中の人や介護をしている人など一時的にスポーツがしにくい生活状況にある人に着目して、健康を保持し、社会とのつながりを保つための特別な配慮を考える必要がある。

(2)子どもの体力とスポーツ実施状況

- 求められる幼児期からのスポーツの習慣化
 - ・ 豊中市では、平成 20 年度から 2 年間、文部科学省委託事業として「体力向上の基礎を培うための幼児期における実践活動のあり方に関する調査研究事業」を実践した。それ以後も、全公立幼稚園に遊びの専門家を派遣する「げんキッズプログラム」を実施し、幼児の体力向上に取り組んでいる。
 - ・ 市のスポーツ施設では、幼児を対象としたさまざまなプログラムを提供している。
- 小・中学生の体力・運動能力の状況
 - ・ 豊中市の小学校 5 年生男女、中学校 2 年生男女の体力・運動能力は、合計得点において全国平均を下回っている(平成 21 年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果)。
- 小・中学校の体育指導・実践に向けた工夫
 - ・ 小学校 6 年生の体育授業への中学校体育教諭の支援や水泳授業への外部講師の派遣等を実施している。また、小学校教諭を対象とした体育の指導方法の研修も推進している。
 - ・ 大阪府の「トップアスリート小学校ふれあい事業」が豊中市内の小学校でも実施され、小学校に府内のチームに所属するトップアスリートが来訪し、出前授業を行った(平成 23 年度は 4 小学校で実施)。
 - ・ 武庫川女子大学との連携により、小学生を対象としたバスケットボール教室などが行われている。
 - ・ 市のスポーツ施設では、小・中学生を対象としたさまざまなプログラムを提供している。
- 校外でのさまざまなスポーツ機会の提供
 - ・ 子どもたちが放課後や週末に地域の大人と交流しながら、スポーツや文化活動などさまざまな体験活動を行う「とよなか地域子ども教室」が、すべての小学校区で実施されており、プログラムの中でスポーツも取り組まれている。
- 中学校および高等学校の運動部活動
 - ・ 豊中市の中学校には、合計 170 の運動部(平成 24 年度現在)がある。運動部活動に、専門的技術と指導性を備えた外部人材を派遣し、部活動の活性化を図っている(運動部活動指導協力者派遣事業)。
 - ・ 大阪府の中・高校生の運動部入部率は、平成 22 年度で中学生 67.7%(全国平均 64.1%)と高校生 37.7%(全国平均 42.5%)となっている。
- 平成 24 年度 生涯学習の推進に関する市民意識調査 - 豊中市 -
 - ・ 子どもの運動・スポーツの取り組みに積極的な親が多い(図表 5 参照)。運動・スポーツをさせている・させたい理由の上位に「体力づくりのため」、「運動能力向上のため」、「仲間づくりのため」が挙げられた。

図表 5 子どもの運動・スポーツの実施状況と意向



平成 24 年度 生涯学習の推進に関する市民意識調査 - 豊中市 -

<課題>

- 子どもが安心して、スポーツに取り組むための環境を整備する必要がある。
 - ・ 子どもが屋外で安心して遊びながら、体力・運動能力を高めていくことができるよう、幼稚園・保育所の園庭や所庭の芝生化、身近な公園の環境整備や利用調整を図ることが大切である。
- 子どもが、それぞれの発育・発達に則したスポーツが実施できるよう、指導体制の強化を図る必要がある。
 - ・ 幼稚園・保育所において、引き続き、基本的な生活習慣を身につけさせるための取り組みを進めるとともに、子どものスポーツに関する専門的なアドバイスや研修・指導体制の強化を図ることが重要である。
 - ・ 子どもたちのスポーツに対する関心・意欲を高める体育の授業内容の工夫や効果的な指導の充実を図ることが重要である。
 - ・ 中学校の運動部活動において、指導者がより効果的な活動を行うために、スポーツの効果的な指導方法などを習得できるような体制を充実することが重要である。
 - ・ 運動部活動に所属していない中・高校生の健康増進のために、スポーツをする機会の提供や指導体制の充実を図る必要がある。

(3) 地域におけるスポーツへの取り組み状況

- 地域におけるスポーツ推進の取り組み
 - ・ スポーツ推進委員を中心にスポーツ啓発キャラバン隊が結成され、地域スポーツの推進とスポーツの啓発に向けた活動を展開している。
 - * スポーツ推進委員とは
スポーツ基本法第 32 条に基づき市町村教育委員会(特定地方公共団体にあつては、その長)が委嘱する非常勤職員である。
任務は、豊中市スポーツ推進委員設置規則の第 2 条に定められている。
第 2 条 スポーツ推進委員は、豊中市におけるスポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに市民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言をおこなうものとする。
 - ・ 豊中市出前講座として、市民の要望に応じて職員が出向き、市の事業や制度について説明し、ともに考える取り組みを行っている。「福祉・健康・保健」と「文化・スポーツ」のテーマのなかに、スポーツに関する講座がある。
- 運動・身体活動に関する健康づくりの取り組み
 - ・ 生活習慣病予防および介護予防を目的として、地域住民を対象とした出前講座や介護予防体操の普及啓発、また、特定健診等の結果で生活習慣の改善が必要な市民を対象に、運動などに関する教室や保健指導などを実施している。
- 各小学校区で取り組まれているスポーツイベント
 - ・ 4 つの公民館では、各ブロックに所属する公民分館のチームが対戦するスポーツ大会を開催している。
 - ・ 小学校区単位に設置された公民分館は、地域に根ざした生涯学習活動に取り組んでいる。各公民分館では、体育祭をはじめ、さまざまなスポーツによる交流が行われている。

○ 地域で活動しているさまざまなスポーツ団体

- 豊島小学校区には、総合型地域スポーツクラブ「てしま総合型ローズクラブ」が設立されている。豊島小学校の体育館・校庭を拠点に 232 名が所属し、健康体操教室、ビートキッズ(子ども向けダンス教室)、フラダンス教室などの活動をしている。
- 豊中市では、独自に「校区スポーツ振興会」制度を設けている。これは、地域住民のスポーツ・レクリエーション活動の振興事業を実施し、かつ小学校区内の公共的団体その他地域活動を目的としている団体で構成されている団体を認定し、運営助成を行い、活動を支援するものである。この制度に則って、10 小学校区で「校区スポーツ振興会」が設立され、うち、9 団体が現在も活動している。
- 公民館では、ダンスやヨガなどのグループが登録し、活動している。
- 公民分館では、自主運営で行われている育成グループの登録があり、少年野球などの競技チームから健康体操などのサークルまで、さまざまな目的でスポーツを楽しんでいるグループが登録している。イベントの担い手としても活動している。

○ 子どものがんばりと大人の支えが光る少年スポーツ団体

- 豊中市スポーツ少年団本部には、13 のスポーツ少年団が所属し、それぞれのスポーツに精進するとともに、チーム間の交換会や交流会を開催して、多様な経験をする機会の提供も行っている。
- 豊中市内には、少年野球チーム、ミニバスケットボールチームなどがあり、定期的に練習に励むとともに、大会に出場している。また、ルールの遵守や仲間や活動を支えてくれる人への感謝など、生活指導も行っている。

○ 平成 24 年度 生涯学習の推進に関する市民意識調査 - 豊中市 -

- 身近な地域でもっと取り組んだ方がよい、あるいは取り組みを強化した方がよいと思われることとして、「運動不足の人のための運動・スポーツ教室」(55.0%)、「高齢者のための運動・健康づくり教室」(44.1%)の要望が多かった。身近な地域でスポーツ実施に向けたきっかけづくりを行うことが望まれている。

<課題>

- 運動習慣の少ない人や高齢者が気軽にスポーツができるよう、地域におけるきっかけづくりを強化する必要がある。
 - 運動不足の人や高齢者のためのスポーツ教室や健康づくり教室への要望を満たす取り組みが必要である。
- スポーツの自主的な活動を進めるための支援を強化する必要がある。
 - 地域では自主的なボランティア活動を継続していくことが原則である。このため、自治会や公民分館、地域団体や子育てグループなど多分野で活動しているグループなどと連携して、さまざまなスポーツの機会を提供し、自主的な取り組みにつなげていく支援が大切である。
 - スポーツ推進委員が支援の中心的な役割を担っていくことが求められる。

(4)スポーツができる場

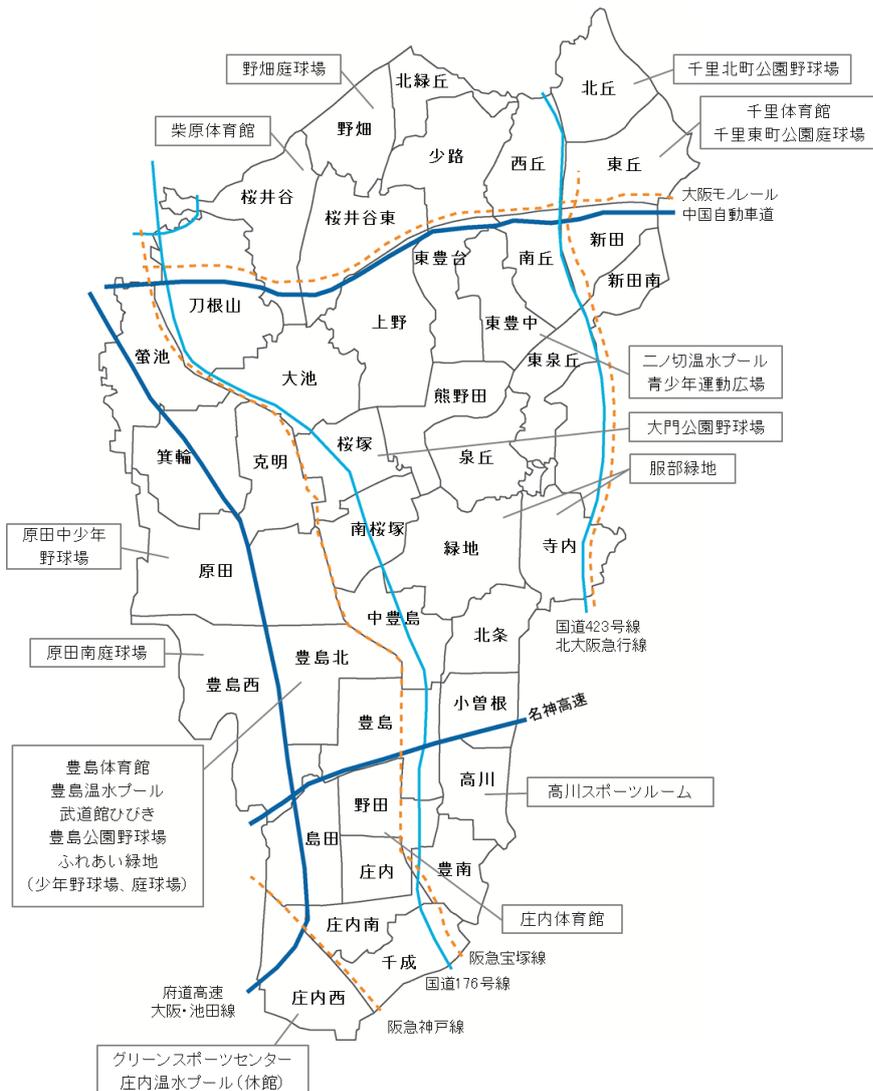
○ さまざまに利用されている公立のスポーツ施設

- 豊中市内には、公立スポーツ施設がある(図表 6 参照)。豊中市立のスポーツ施設は、指定管理制度を活用して民間に管理・運営を委託している。

図表 6 豊中市内の主要な公立スポーツ施設

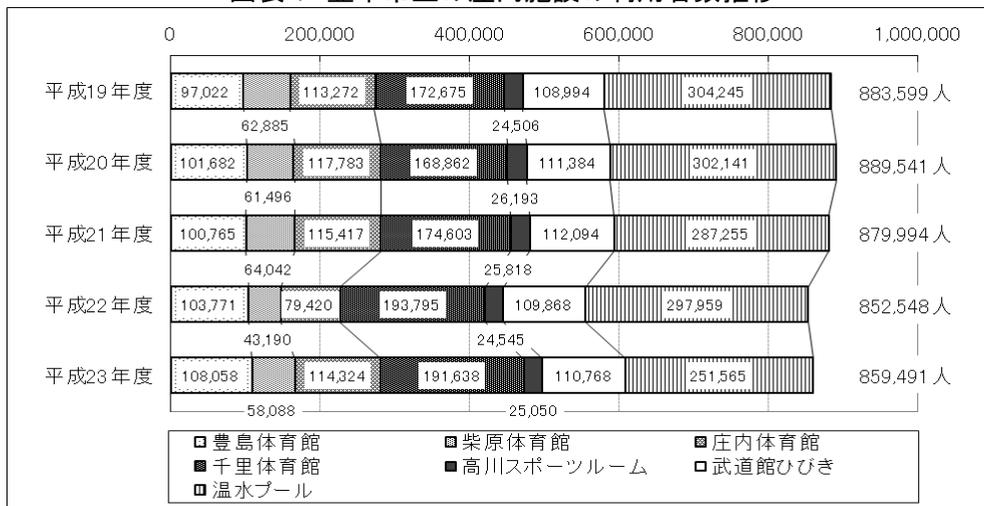
施設分類		数	施設名
屋内施設	体育館	4	豊島体育館、柴原体育館、庄内体育館、千里体育館
	武道館	1	武道館ひびき
	スポーツルーム	1	高川スポーツルーム
	温水プール	4	豊島温水プール、二ノ切温水プール、庄内温水プール(休館)、豊中市伊丹市クリーンスポーツランド(休館)
屋外施設	野球場	5	豊島公園野球場、大門公園野球場、千里北町公園野球場 ふれあい緑地少年野球場、原田中少年野球場
	庭球場	5	豊島公園庭球場、千里東町公園庭球場、野畑庭球場 原田南庭球場、ふれあい緑地庭球場
	その他	2	青少年運動広場、グリーンスポーツセンター
	多目的グラウンド	1	ふれあい緑地内に建設予定
	大阪府営施設 (服部緑地公園)	1	陸上競技場、庭球場、軟式野球場、人工芝サッカー場、 多目的スポーツ広場、乗馬センター、プール(ウォーターランド)

豊中市における公立スポーツ施設



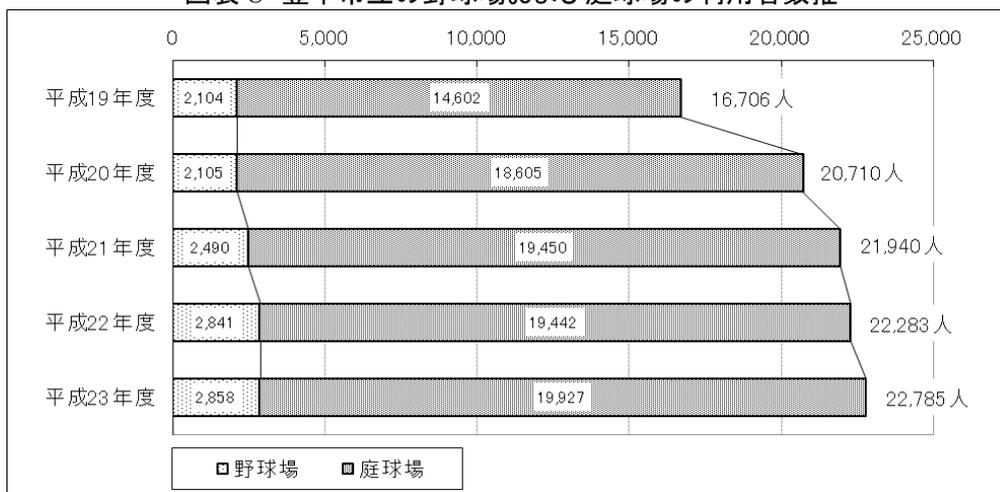
- 豊中市立のスポーツ施設の利用者推移をみると、平成22年度と平成23年度に改修工事に伴い休館した施設があったため、それ以前に比べて減少している。稼働している施設では、さまざまなプログラムが取り込まれ、利用者数は再び増加傾向にある。

図表7 豊中市立の屋内施設の利用者数推移



平成22年6月16日～11月30日 庄内体育館が屋根改修工事に伴い第1競技場使用中止
 平成22年12月3日～3月26日 柴原体育館が耐震補強工事に伴い臨時休館
 平成23年4月1日より庄内温水プール休館(平成23年10月現在、休館中)

図表8 豊中市立の野球場および庭球場の利用者数推



- 豊島公園野球場は、駅前に立地しているため、アクセスがよく、高校野球大阪大会などに活用されるなど豊中市内で観るスポーツを楽しむことができる条件を備えた数少ない施設である。

○ 小・中学校の体育施設の活用

- 全ての小・中学校において体育施設の地域開放が実施され、1 小学校、5 中学校に夜間でも運動場が使えるよう照明施設が整備されている。平成23年度の利用状況をみると、小学校では、目安開放日数が100日となっており、全ての学校が50日以上であり、80日を超えている学校が半数以上ある。中学校では、目安開放日数の58日を超えた学校が3校、40日を越えている学校が11校とある。
- 開放施設の管理運営について協議する機関として「学校体育施設開放運営委員会」が設置されている。当該運営委員会が団体の登録や利用願いの受理、利用調整を担当することになっているが、事務局が学校が担うことが多く、専門的に管理や事務を担う人材が配置されていないため、学校側の負担が大きくなっている。

- 軽体操（ダンスやヨガなど）が可能な公民館
 - 公民館は、もともとスポーツ施設として建設されたものではないが、ダンスやヨガなどの軽体操であれば使用できる。
 - 公民分館では、春と秋の 2 期にわたり講座を開催している。健康づくり講座は学校体育館や地区会館を利用して、企画・実施している。

- 地域で活用されている公園・緑道
 - 豊中市内には、約 482 か所、計 151.88ha の公園がある(平成 24 年 3 月現在)。グラウンド設備のある近隣公園、地区公園も多い。健康遊具が設置された公園もいくつかある。
 - グラウンド設備のある公園では、地域で利用調整を行っているところもある。
 - 親水水路には、ウォーキングやジョギングができるスペースがあり、市民が利用している。
 - 比較的大きなグラウンドや広場のある公園では、ボール遊びができるが、小さな公園では周辺住宅への配慮からボール遊びが禁止されている。
 - 所定の手続きを経て、承認を受けることにより、公園内のグラウンドを少年野球やグラウンドゴルフなどの練習場として活用することができる。

- 平成 24 年度 生涯学習の推進に関する市民意識調査 - 豊中市 -
 - 週 1 回以上の運動・スポーツ実施者および月 1 回以上の運動・スポーツ実施者が普段の運動・スポーツをする時に利用する施設や場所は、「自宅周辺の道路、散策路」が 44.2%と最も多く、次いで「公園、広場」が 24.6%と、身近な場所が多かった。

<課題>

- スポーツ施設・設備の適切な維持、管理を行うとともに、計画的に改修・修繕を図る必要がある。
 - 豊中市立のスポーツ施設の多くが大規模な改修・修繕の必要な年次を迎えている。
 - 体育館については、小・中学校施設の活用のみではニーズを賄えないことから、今後も使用を継続しつつ施設・設備の改修・修繕を進めるため、ライフサイクルコストをふまえて計画的に取り組む必要がある。
 - 温水プールについては、庄内温水プールが施設老朽化のため休館している。豊中市内には、プールを備えた民間スポーツ施設も立地しており、公的施設の役割もふまえ、施設改修の方針を示す必要がある。

- スポーツ施設の利便性の向上を図る必要がある。
 - 豊中市立のスポーツ施設の多くが駅から遠いため、駐車場の充実などアクセス性を向上する必要がある。
 - 休憩所やシャワー室などアメニティ設備の充実を図ることが必要である。
 - 実施者の多いウォーキングについては、自主的に、安全かつ効果的に実施できるよう、掲示板の配置や掲示内容などの広報の仕方を工夫する必要がある。

- 民間のスポーツ施設や公園、集会所などの地域資源を活用して、スポーツができる場の充実を図る必要がある。
 - 民間のスポーツ施設と豊中市立のスポーツ施設との役割分担を検討し、公共施設の役割を明確にしていくことが求められている。
 - 学校施設や公園のグラウンド・広場など、地域のスポーツ資源をより一層活用していくために、利用・管理・調整の方法等の見直しが必要である。

(5) スポーツを支える人および団体への支援

○ 組織的な活動でスポーツをする人を支援

- 「豊中市民体育振興協議会」は、「豊中市スポーツ推進委員協議会」、「豊中市体育連盟」、「豊中市スポーツ少年団本部」、「豊中市スポーツリーダー」、「豊中市シルバースポーツリーダー」の組織等で構成され、各団体の支援を行っている。
- 「豊中市体育連盟」は、各競技種目別に統括されたアマチュアスポーツ団体 24 団体が加盟する「競技スポーツ部」と種目別に統括されたレクリエーション活動団体 7 団体が加盟する「レクリエーション部」からなる。毎年、競技ごとに指導者のための講習会を開催し、研鑽を積んでいる。

○ 地域に根ざしたスポーツ推進の担い手

- 地域の推薦により、スポーツ推進委員を選出している。各小学校区から 1 名以上を目安とし、平成 24 年 10 月現在で 74 名(男性 37 名、女性 37 名)が委嘱されている。
- 独自に「スポーツリーダー登録制度」があり、スポーツリーダー(146 人)とシルバースポーツリーダー(33 人)として、技術指導を中心にスポーツに関する指導や助言のできる人を育成し、登録している。これらのリーダーは、豊中市民で構成されている自主的なグループの要請に応じて、「豊中市民体育振興協議会」の委嘱により、有償で派遣される。
- スポーツ推進委員およびスポーツリーダーを対象としたスポーツ指導者養成講習会を年に 7 回(1 月～3 月)開催している。
- スポーツ推進の担い手が、自治会や公民分館活動の担い手としても活動している場合には、地域で有効な活動を展開しやすいが、そうでない場合には必ずしも活躍の場が得られていない。

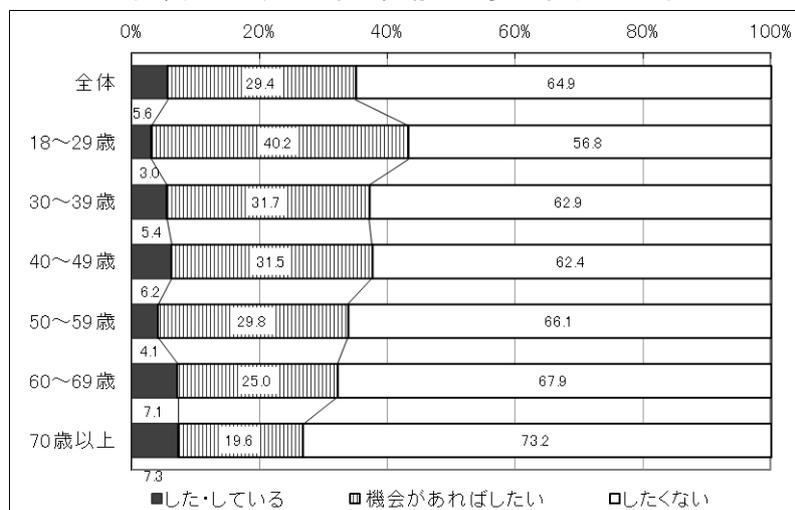
○ スポーツを通じた交流活動の担い手

- 全市的なスポーツイベントとして、「体育の日イベント」が毎年行われている。これには公益財団法人スポーツ振興事業団や指定管理者も主催者となっており、豊中市中部保健センターや高等学校、民間事業所の協力も得ている。
- その他の交流活動は、豊中市体育連盟や豊中市スポーツ少年団本部が受託して実施している。

○ 平成 24 年度 生涯学習の推進に関する市民意識調査 - 豊中市 -

- スポーツに関するボランティア活動への参加意欲は、若い人ほど高く、18 歳～29 歳では「機会があればしたい」が 40.2%(68 人)、30 歳代・40 歳代でも 3 人に 1 人の割合であった(図表 9 参照)。してみたいボランティア活動としては、「スポーツイベントの運営等の協力」が 72.0%であった。

図表 9 ボランティア活動への参加状況と意向



平成 24 年度 生涯学習の推進に関する市民意識調査 - 豊中市 -

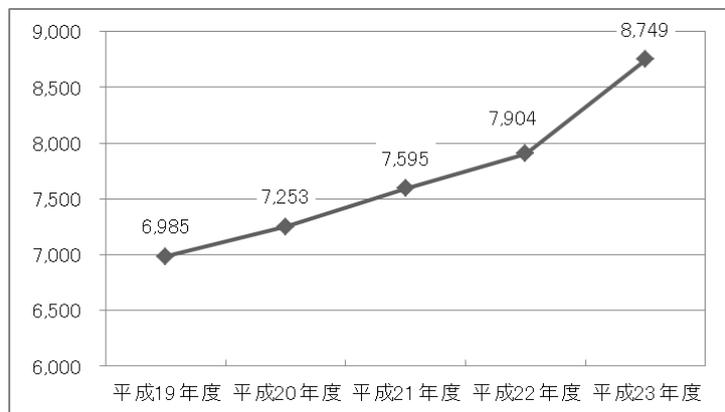
<課題>

- スポーツ推進の担い手や指導者が専門家による指導・アドバイスを受けられる機会を充実していく必要がある。
 - 安全で継続的なスポーツの取り組みを促すためには、スポーツ推進の担い手や指導者が専門家による定期的なスポーツ指導を受けられる機会の充実が重要である。
 - スポーツの効用や効果的なトレーニング、注意事項など最新のスポーツに関する科学的な情報を適宜入手できるよう、研修や情報提供を充実していくことが大切である。
- スポーツを支える人の拡充を図る必要がある。
 - 若い世代や女性などの新たな担い手層や多様なスポーツ種目の指導者の拡充が重要である。
- スポーツを支える人を育成するとともに、活躍する場を積極的に提供していく必要がある。
 - 担い手の実践的な研修を充実していくことが大切である。
 - 市民ボランティアの組織化を行う必要がある。
 - 市民ボランティアにスポーツを通じた交流イベントの企画・運営に参画してもらい機会を充実することが大切である。

(6) スポーツに関する情報の受発信

- スポーツに関する基本情報の発信
 - 「スポーツ教室」やイベントなどの情報発信は、広報とよなか、ケーブルテレビ、スポーツガイドの発行(年に1回)、近隣住居へのポスティング、施設のホームページ(指定管理者のホームページ)で行っている。
 - 豊中市ならびに施設のホームページ、「豊中市スポーツ施設情報システム(オーパス・システム)」のいずれも、多言語表示がなされていない。
- 広域で運用しているオーパス・システムによる情報の受信
 - 豊中市では大阪府を中心に他の公共団体と連携して開発した予約システム「豊中市スポーツ施設情報システム(オーパス・システム)」がある。これを利用することで、家庭のインターネット、携帯ウェブ、公共施設の端末機から、利用申し込み・抽選申し込み、料金の口座振替納入、他市施設の空き情報検索等が行える。

図表 10 オーパスの累計利用登録者数(豊中市)



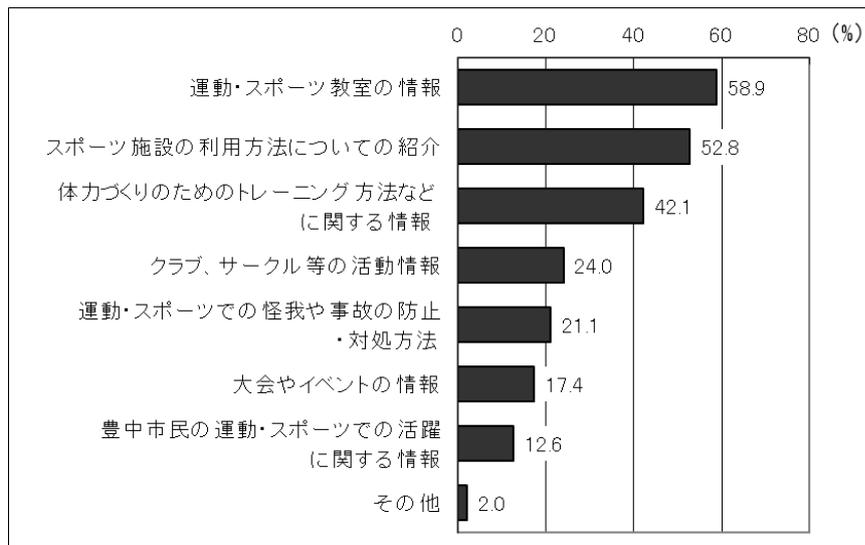
○ スポーツ医事相談の実施

- 豊中市では、昭和 61 年(1986 年)から整形外科医師(スポーツドクター)と連携して、市民を中心とした医事相談を実施してきたが、現状は利用件数が少ない。

○ 平成 24 年度 生涯学習の推進に関する市民意識調査 - 豊中市 -

- 各種スポーツ教室やイベント、スポーツ大会等を「知っている」が 53.4%であった。
知っている人がどのように情報を入手したかについては、「広報とよなか」が 91.2%、「自治会の回覧板」が 15.5%、「掲示板」が 11.1%であった。
- 充実するとよいと思う運動・スポーツに関する情報として、半数以上の人々が「運動・スポーツ教室の情報」、「スポーツ施設の利用方法についての紹介」を挙げている(図表 11 参照)。

図表 11 充実するとよいと思う運動・スポーツに関する情報



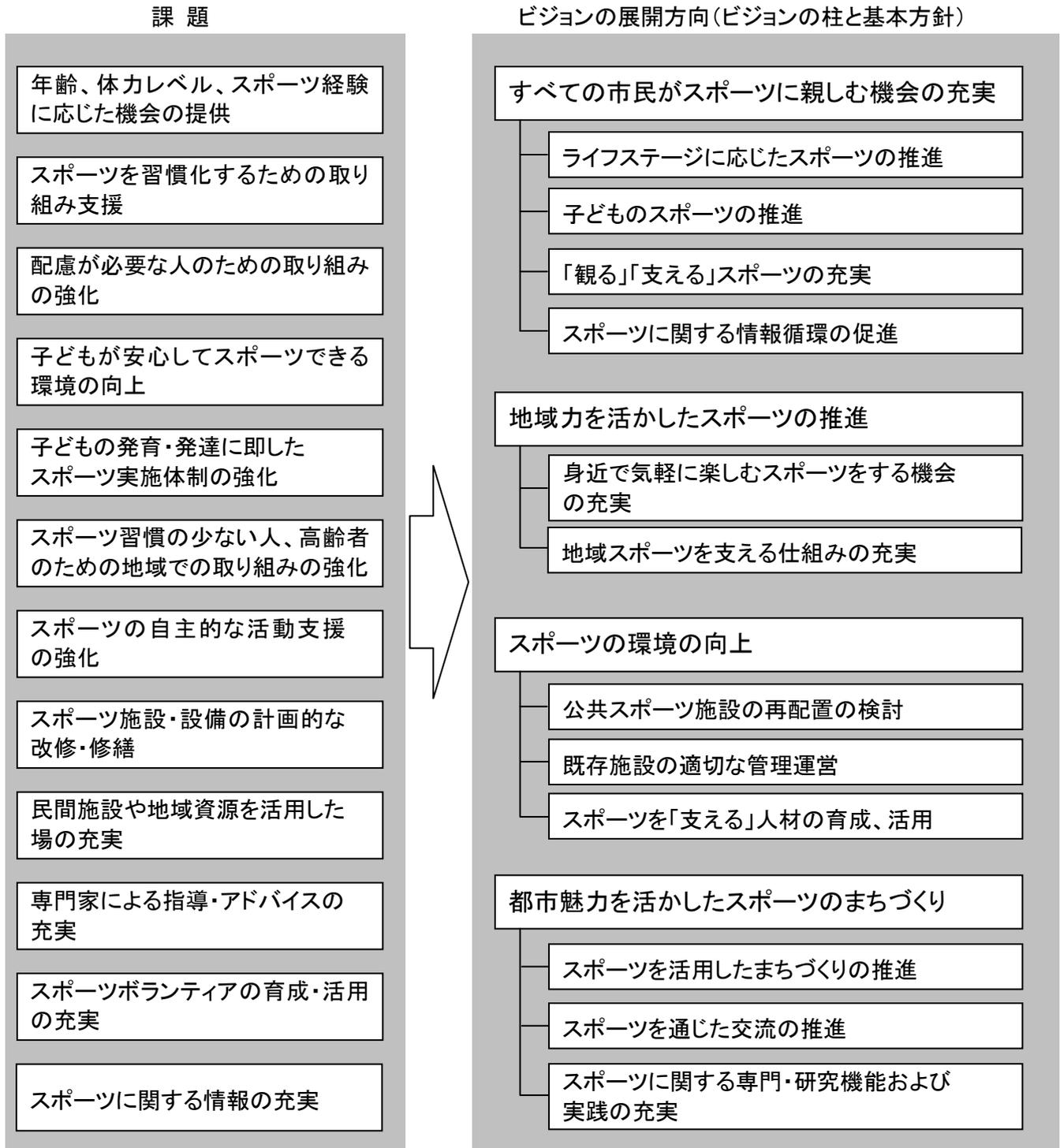
平成 24 年度 生涯学習の推進に関する市民意識調査 - 豊中市 -

<課題>

- スポーツに関する情報を、より一層充実する必要がある。
 - スポーツの効用などに関する情報発信を充実させ、市民のスポーツ実施率の向上を図る必要がある。
 - 「スポーツ教室」「施設の利用方法」については、ホームページなどで検索すれば、いつでも確認できるようにする必要がある。
 - できるだけ多くのメディア(媒体)を使った広報や情報の発信・受信の方法を再検討し、充実する必要がある。
 - 情報を必要としている市民に、必要としている情報を的確に提供していく仕組みを充実する必要がある。
- スポーツに関する市民の多様なニーズを把握する必要がある。
 - 意見、要望や苦情など市民からの情報の受信方法を充実する必要がある。
 - 「体力づくりのためのトレーニング方法などに関する情報」や「スポーツでの怪我や事故の防止・対処方法」など、安全かつ効果的にスポーツを実施していくための情報提供の充実が望まれる。

4. スポーツ推進ビジョンの展開方向

基本理念と豊中市におけるスポーツに関する現状と課題をふまえて、次の4つの柱と12つの基本方針で豊中市におけるスポーツの推進を図ります。



(1)すべての市民がスポーツに親しむ機会の充実

基本方針①:ライフステージに応じたスポーツの推進

体の発育・発達状況、年齢、社会的な環境、健康状態などによって、スポーツへの取り組み方が異なることをふまえ、保健、福祉、生涯学習など関連機関と連携するとともに、民間事業者、NPO 法人等とも協力して、ライフステージに配慮した多様なスポーツ機会の充実を図ります。また、配慮が必要な人がスポーツに親しめる取り組みを充実します。心と体の健康の保持・増進を図り、医療費の削減につなげていけるよう、体力や健康状態にあったスポーツの指導と習慣化に向けたプログラムの充実に取り組みます。

基本方針②:子どものスポーツの推進

心と体を一体ととらえ、スポーツについての理解と実践を通して、体力の向上を図るとともに、生涯にわたってスポーツに親しむ資質・能力を育てる取り組みの充実を図ります。

また、スポーツに励み、アスリートをめざす子どもたちが、個々の特性や発育・発達段階に合わせた適切な指導を受けられる環境の充実に取り組みます。

基本方針③:「観る」「支える」スポーツの充実

豊中市内で、スポーツを観戦したり、スポーツチームや団体の応援や支援をしたりして、より多くの人と感動を共有できる機会の提供に努めます。また、高い競技技術や戦術に触れ、学ぶ機会が提供できるよう、全国レベルのスポーツ大会やプロチームの対戦などの誘致を推進します。

市民がトップアスリートと触れ合う機会を多く持ち、主体的にスポーツに取り組んだり、観て楽しんだり、応援するなど、スポーツがもつ多様な意義を実感し、自らの生活の一部としてスポーツに取り組むことを支援します。

基本方針④:スポーツに関する情報循環の促進

市民がそれぞれの問題意識や余暇時間に合わせて、スポーツを実施できるよう、スポーツ教室やイベントの案内、施設の利用方法など、情報の内容を充実させるとともに、円滑な情報の発信・受信を図ります。

市民のニーズに合わせて情報を提供するとともに、市民からの情報も受け取り、それらが円滑に循環するように工夫します。すなわち、有益で有意義なスポーツに関する情報が、市民間で共有され、循環されていくよう、情報の収集、分析、発信・受信する機能の向上を図ります。

(2) 地域力を活かしたスポーツの推進

基本方針①: 身近で気軽に楽しむスポーツをする機会の充実

個人や家族、地域の仲間とともに、スポーツを習慣的に楽しむことができるよう、身近な施設である小学校や公園などで、健康状態やスポーツの経験などに配慮した多様な種目やレベルの教室や講座を開催します。また、グループで取り組む活動を支援するなど、地域でスポーツをする機会の充実を図ります。

基本方針②: 地域スポーツを支える仕組みの充実

市民ニーズの把握に努め、スポーツをするきっかけづくりや、参加してもらいやすい内容の教室・講座を企画します。また、自主的な団体づくり、スポーツを通じた交流などにつなげていくため、公民分館運営協議会や、今後、各地域で創造される地域自治組織と地域でスポーツ推進を担う人材との協力体制の再構築を図ります。地域で気軽にさまざまなスポーツを楽しみ、支えることができるよう、総合型地域スポーツクラブなどの設立・運営やボランティア活動を支援します。

さらに、健康、福祉などの関係機関等との連携を強化し、より楽しく効果的なスポーツプログラムの開発を支援します。

(3) スポーツ環境の向上

基本方針①: 公共スポーツ施設の再配置の検討

スポーツの推進において、公共施設が果たす今日的な役割を見直していきます。スポーツ施設の機能や利用状況などの特性から、「全市対象施設」と「地域型施設」に区分し、機能強化を図るとともに、民間施設の立地状況等もふまえて、適切な配置や整備を再検討します。

基本方針②: 既存施設の適切な管理運営

既存のスポーツ施設・設備をできるかぎり長期間の使用ができるよう、ライフサイクルコストをふまえた適切な維持管理を行うとともに、適切な利用料金のあり方も検討します。また、すべての市民が使いやすいユニバーサルデザイン・バリアフリー化も含めた計画的な改修・修繕を実施します。

さらに、施設のアクセス性を高め、快適性の向上に努めるとともに、「全市対象施設」については、スポーツ大会開催に対応できる設備の充実を進めます。

より身近な場所でスポーツに取り組むことができるよう、小・中学校施設の利用・運営や、地域施設や公園などのスポーツ利用に関するルールや利用調整、管理のあり方などを地域とともに検討し、これまでの「開放型」から「共同利用型」へと移行することで、より有効な活用を図ります。

基本方針③: スポーツを「支える」人材の育成、活用

「豊中市民体育振興協議会」に参画している競技指導者やスポーツ推進委員、スポーツリーダーなど、専門的にスポーツを支える人が活躍できる環境と仕組みを充実します。

一般市民も含めた「支える」人材の育成・拡充に向けて、本ビジョンの基本理念をふまえた適切な指導方法やスポーツ機会の提供等に関する研修を実施します。また、新しい知識や情報が適宜入手できるよう、専門的な情報提供の機能を充実します。

スポーツを支える人たちが継続的な活動ができるよう、また、組織等に属していないもののスポーツの指導やイベントなどの運営に興味のある人がスポーツボランティアとして参画できる機会を増やすため、役割を明確にし、人材活用のあり方を検討・工夫します。

(4) 都市魅力を活かしたスポーツのまちづくり

基本方針①: スポーツを活用したまちづくりの推進

大阪国際空港周辺地域における航空機の騒音、排気ガス等を軽減緩和するために設けられている「ふれあい緑地」は、50.0haの緑化計画の内13.5haが一般市民も利用できるように公園として整備されつつあります。既に温水プール、庭球場、少年野球場、バラ園、芝生広場、飛行機をイメージした遊具やローラーすべり台のある遊戯広場、健康遊具を配置した芝生広場等が整備されています。今後、さらにサッカー・ラグビー場が設置される予定です。

本格的な競技スポーツの会場としても活用していくことができる体育館や弓道・柔道場を整備した武道館などの施設が周辺に集積していることから、一帯をスポーツゾーンとして位置づけ、多様な市民のスポーツ、レクリエーションの場として活用を促進します。さらにスポーツ大会・イベントの誘致や企画・実施とともに、周辺地域の再整備を推進し、目指すべき姿(目標像)にもあるように、『スポーツではぐくむまち』として一体的なまちづくりの推進を図ります。

基本方針②: スポーツを通じた交流の推進

「高校野球発祥の地」、「高校ラグビー・サッカー発祥の地」、「高校アメリカンフットボール発祥の地」である歴史を活かしてスポーツを通じた交流の推進に努めます。また、市民が企画・運営に参画するようなスポーツイベントなどの取り組みを支援します。

豊中市内に点在する公園や親水水路などを活用して、市民が気軽に楽しむことができるウォーキングコースを整備・設定するとともに、それらを活用したウォーキングやマラソンなどのまちを舞台とするスポーツイベントの実施を検討します。日常的なスポーツの実践の場を充実するとともに、市民相互の交流や市外・海外と交流する機会を増やし、地域の活性化を図るとともに、豊中市の都市魅力の向上を図ります。

基本方針③: スポーツに関する専門・研究機能および実践の充実

市民一人ひとりが自らの状態に合わせて、スポーツに取り組むことができるよう、健康診断や体力測定等と連動したスポーツプログラムを提供する専門機能の充実を図ります。スポーツ団体指導者、スポーツ推進委員やスポーツリーダー、地域でスポーツを企画・運営している人や幼稚園・小・中学校教員などに対して、適切な指導方法やトレーニング手法などの有用な情報を、受発信する機能の充実を図ります。

さらに、将来アスリートをめざす青少年が、個々の特性や発育・発達段階に合わせて適切な指導を受けられる環境づくりのため、スポーツの専門家、スポーツ関連企業、大学の研究機関等と協働して、専門的な研究機能の充実を図ります。

5. 各主体の役割分担

スポーツは、各個人の主体的な取り組みによって推進されるものですが、それぞれのニーズに合ったスポーツを行うことができる環境を整備するためには、スポーツ団体、地域団体、教育機関、スポーツ関連事業者のみならず、教育関係団体、生涯学習団体、保健・医療・福祉、まちづくり、地域活性化分野の主体との連携が不可欠です。

また、さまざまな立場の人のライフスタイルをふまえ、「する」スポーツのみならず、「観る」スポーツ、「支える」スポーツのあり方についても工夫をしていくことが大切です。

このような社会潮流とスポーツの多様性をふまえ、行政内部の関係部局および公益財団法人豊中市スポーツ振興事業団との連携強化や役割分担の見直しをするとともに、民間のスポーツ関係事業所、NPO法人、市民団体・グループなど、多様な主体との適切な役割分担を図ります。市民の参画と多様な主体との連携・協働により、効果的な取り組み（事業）を展開し、スポーツの多様な効果・効用を市民が一層享受できる環境づくりを図ります。



平成 19 年（2007 年）3 月に制定された「豊中市自治基本条例」は、「市民権の理念に則り、自治の基本原則及び自治の主体のあり方を明らかにするとともに、その主体間における参画と協働の原則を定めることにより、自己決定、自己責任による自治の運営を実現し、もって自立した豊かな地域社会の創造に資する」として、「市民」「事業者」が「市議会」や「行政機関」とともに自治の主体として明確に位置付けています。

平成 19 年（2007 年）8 月に策定した「新・豊中市行財政改革大綱」では、公共ニーズの多様化や複雑化が進む一方で、行政の持つマンパワー・財源など行政資源の限界があり、行政が直接サービスを提供することが困難になったり、行政によるサービス提供が必ずしも市民の福祉、幸福の増進に結びつかなくなる局面が出ているため、多様な主体が参画し多様な手法で公共を支えること＝新しい公共をかたちづくることの必要性と、行政が果たすべきさまざまな役割を考え、実践するとしています。平成 22 年（2010 年）11 月に策定された「豊中市出資法人等見直し指針～新しい公共空間における役割分担の再構築～」においては、「新しい公共空間」において、市、団体、民間事業者などの多様な公共サービスの担い手それぞれの最適な役割分担を再構築し、団体の存在価値を高め、市と団体それぞれの特性が活かし合える協働関係を構築するとともに、市政の透明性を確保していくとしています。

6. 今後の取り組み

◆「(仮称)豊中市スポーツ推進計画」の策定

本スポーツ推進ビジョンのめざすべき姿(目標像)、展開方向を実現するため、今後 5 年間に体系的・計画的に取り組む事業を具体的に検討し、「(仮称)豊中市スポーツ推進計画」を策定します。

◆「(仮称)豊中市スポーツ施設再配置計画」の策定

スポーツ施設の適切な再配置および改修・修繕を行うため、「(仮称)豊中市スポーツ施設再配置計画」を策定します。

◆市内の連携体制の強化

市民ニーズに応える取り組みを強化するため、他分野との連携を強化することにより、スポーツ分野の人的資源や他分野のさまざまな資源を活用していきます。そのために、市内の関係部局および関係機関が参加・運営する「プロジェクトチーム」を組織します。

◆地域でのスポーツ推進のための体制強化

地域におけるスポーツの取り組みを一層推進するため、スポーツ推進委員、スポーツリーダーの活動を支援する体制の強化を図ります。

参考 平成 24 年度 生涯学習の推進に関する市民意識調査の実施概要

【調査の目的】

豊中市では、「共に学び、創造する心豊かなまちづくり」を推進するため、生涯学習の推進を図っている。平成 24 年度 生涯学習の推進に関する市民意識調査は、そのうち「スポーツの推進」と「図書館の利用」に関して実施した。

「スポーツの推進」:スポーツ基本法の施行や国におけるスポーツ基本計画等の策定に伴い、豊中市のスポーツを推進する施策の方向性を示すスポーツ推進ビジョンの策定のため

「図書館の利用」:より効果的・効率的な図書館運営のための市民のみなさまのニーズ等を把握し、一層のサービス向上を図るため

【調査の対象】

平成 24 年 8 月 1 日現在、満 18 歳以上の市民

【サンプル数】

対象者数 3,500 人
回収数 1,115 人
有効回収数 1,111 人

【調査期間】

平成 24 年 8 月 17 日～平成 24 年 9 月 3 日

参考 スポーツ推進計画の策定に向けた取り組みイメージ

ライフステージ別の望ましいスポーツとの関わり方の配慮点

ライフステージ	特徴
幼年期 (0～6 歳)	日々のスポーツや遊び等を通して、さまざまな動きを学習する
少年期 (6～15 歳)	学校における体育や、家庭および地域におけるさまざまなスポーツや遊び等を通して、基礎的な体力ならびに知識を身につける
青年期 (16～24 歳)	生涯にわたる健康的なライフスタイルの定着を一層確実にしていく時期である。このため、さまざまなスポーツを経験し、自らに適したスポーツを主体的に実践できる能力を身につける
壮年期 (25～44 歳)	仕事中心の生活になり、時間的制約も多くなることから、主体的にスポーツの機会を求めない限り、スポーツ活動から遠ざかる傾向が顕著となる
中年期 (45～64 歳)	体調が変化する時期であり、長年の生活習慣、運動不足が心身の健康を阻害することにつながりやすい
老年期 (65 歳以上)	健康増進や体力・心身機能の維持のために、運動の習慣化が不可欠となる
その他 配慮を要する人	障害のある人・子ども、外国人、妊産婦などの配慮を要する人は、適切な支援・指導や配慮のもと、個人の興味、関心、年齢、体力等に応じたスポーツ活動の機会をできるだけ増やす

参考 スポーツ推進ビジョンの用語説明

用語	内容
協働	共通の目標（課題）にむけて、市民、事業者、行政などのそれぞれの主体が、対等で公開された関係の中で、互いの立場や特性を理解しながら、ともに行動していく営み。
ライフステージ	人の生涯における人生の各段階のこと。 年齢的・時間的な区分というよりも、結婚、子育て、勤労、高齢期など、各人の生活の変化における質的な区切りからみた人生の段階を表す言葉。
ユニバーサルデザイン	高齢者、障害者等の利用に限定しない、最大限すべての人が利用しやすい製品、建築、空間などのデザインのこと。 ユニバーサルは直訳すると「普遍的」の意味。 施設や設備などにとどまらず、誰もが生活しやすいような社会システムを含めて広く用いられることもある。
バリアフリー化	高齢者や障害者などが活動するうえで、社会のなかに存在する障害（バリア）になるものを取り除くこと。 例えば、道路の段差の解消、建物のスロープなどの設置、読みやすい大きな文字や展示での表示など。 また、こうした人たちへの偏見・差別の解消も「心のバリアフリー」と呼ばれる。